

## 知って得する健康保険の基礎知識 88

## ～マイナンバーカードは準備済ですか？～

現在使用中の「健康保険証」は 2025年12月2日以降、使えなくなります。

今後はマイナンバーカードを活用し、**保険証登録を行った「マイナ保険証」による医療機関・薬局等での利用が推奨されます。**

以下をご覧いただき、**早急に利用登録の手続きをご協力ください。**

**1 メリット 医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!**

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。(本人が同意した場合のみ)

**Q オンライン資格確認を導入して、どのようなメリットを感じていますか?**

**A 多くの情報をもとに、より正確な診断、適切な治療(処方)が可能となります**

他院で鎮痛剤を処方されている患者さんに当院でも同種の薬剤を処方してしまったら、健康被害につながっていませんかもしれません。事前に薬剤・診療情報を閲覧していたため、重複処方を避けることができました。

**2 メリット 手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!**

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。健保組合への手続きは必要ありません。

**Q オンライン資格確認を利用して、どのようなメリットを感じていますか?**

**A 申請しなくても窓口での支払いが減額されました**

急に入院することになり、健保組合に限度額適用認定証を申請しようとしたら、1週間かかると言われました。マイナ保険証を利用すると、認定証がなくても窓口負担が減額され、助かりました。

マイナ保険証のメリットの詳細は、右の二次元バーコードからご確認ください。  
厚生労働省作成動画▶【何が便利になるの?メリット編】

**Q なぜ、マイナ保険証によるオンライン資格確認が必要なの?**

**A 保険証の不正使用の防止や医療従事者の業務負担軽減につながります**

マイナ保険証によって迅速な本人確認を行い、ご加入の健保組合におけるあなたの資格情報を把握し、なりすましや不正利用を防止したり、医療機関等の業務効率化を図ることができます。持続可能な医療保険制度を目指していくことに、ご理解とご協力をお願いいたします。

マイナンバーカードの使い方の詳細は右の二次元バーコードからご確認ください。  
厚生労働省作成動画▶【どうやって使う? 実践編】

**手続きは簡単! マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするための手続きは?**

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。ご利用の予定がなくても、早めに利用登録を行ってください。

**保険証利用の登録はここでできます**

マイナポータルで「医療費情報」や「わたしの資格情報」が確認できます。確定申告や給付の申請にもご活用いただけます。

マイナンバーカードの保険証利用申し込みの詳細は右の二次元バーコードからご確認ください。  
厚生労働省作成動画▶【どうやって申し込むの? 今すぐできる! 簡単申込み編】

今年の秋以降時点でマイナンバーカードを持ってない、又はマイナ保険証の利用登録がまだの方を対象に 2025年11月目途に発行する予定です。

12月2日以降はこちらの資格確認書を医療機関利用の際にお使いください。

掲載期間：2025年8月31日



※コラボヘルス（企業と健康保険組合が協働で行う健康増進施策）

帝国ホテルをはじめ各事業主と帝国ホテル健康保険組合は積極的に協力し合い、被保険者と家族の健康増進に対する施策をすすめています。「知って得する健康保険の基礎知識」は皆さんに役立つ情報をお知らせする「コラボヘルス」施策のひとつです。